

よくある質問（Q&A）

<申 請>

Q1 登録申請には、どのような書類が必要ですか。

P.3の提出書類で確認してください。

A1 また、巻末に登録申請チェックリスト（様式4）がありますので、提出前に確認のうえ提出してください。

Q2 日本学生支援機構の奨学金を借りていても、登録申請できますか。

できます。

A2 ただし、民間団体等によっては、併給（民間団体等と日本学生支援機構）ができないところもあるため、両方が採用となった場合はどちらか一方を辞退することになりますが、特別な事情がない限り民間団体等奨学金を優先していただくこととなります。

Q3 留年していても登録申請できますか。

A3 留年が決定した方は、推薦の対象とはならないため、登録申請できません。

Q4 受付期間内に書類がそろわない場合、どうしたらよいですか。

A4 （様式4）チェックリストの不足書類欄に提出予定日を記入のうえ、揃っている書類のみ受付期間内に提出してください。なお、様式1及び2については、必ず受付指定期間内に提出してください。

Q5 どんな団体から募集があるのですか。

A5 昨年度については、登録要項のP.10～13の民間団体等奨学金一覧を参考にしてください。ただし、平成28年度は、平成27年度と同様の採用があるとは限りません。

<提出書類について（世帯人数）>

Q6 同一生計とはどこまで含めるのですか。

A6 父母と同居している家族、同居・別居を問わず、父母（それに代わって家計を支える者）の所得により生計を共にしている扶養親族を含みます。

<提出書類について（収入）>

Q7 本人の収入で生計を立てている（独立生計）ののですが、父母の所得を証明する書類は必要ですか。

A7 民間団体等奨学金においては原則、父母等の扶養家族となっていることを前提とする為、本人が父母の扶養家族でない場合も生計を同一にしていると考えますので必要になります。

Q8 収入に関する書類は両親分その他、他家族（祖父母等）のものも必要ですか。

A8 財団推薦時に両親以外の書類の提出が必要となる場合があり、学内選考後、推薦候補者に選ばれてから財団への推薦締切日までの期間が短くなることもあるため登録申請時に家族全員分の書類の提出が必要となります。

Q9 昨年度は収入が少なく確定申告をしなかったため、確定申告書の控え（写し）がありません。この場合、どうしたらよいですか。

A9 所得（課税）証明書その他、市町村民税・県民税申告書の控え（写し）を提出してください。

Q10 父が一昨年まで自営業を営んでいましたが、廃業し昨年中は所得がなかったため確定申告もしていません。提出書類は何が必要ですか。

A10 所得（非課税）証明書その他、廃業したことがわかる書類（例：廃業届）が必要となります。

＜提出書類について（控除）＞

Q11 長期療養者が家族にいますが、様々な書類の提出が難しいのですが、どうすればよいですか。

A11 長期療養者は、世帯全体の収入から長期療養者にかかっている経費を控除するものですので、所定の書類がない場合は、控除しないことになります。提出がないからといって、登録申請が無効となるわけではありません。

＜提出書類について・民間団体等奨学生推薦候補者登録願（様式1）＞

Q12 下宿先が決まってないのですが、住所欄にはどのように記載すればいいですか。

A12 未定と記載し、下宿先が決まり次第メールにて吹田学生センターへ報告してください。

Q13 民間団体等奨学生推薦候補者登録願（様式1）に記載する住所は、住民票に記載された住所もしくは下宿先（現住所）を記入するのですか。

A13 住所は、住民票記載の住所ではなく、現住所を記載してください。

＜提出書類について・家庭状況調書（様式2）＞

Q14 家庭状況調書（様式2）には家族全員の収入を記入するのですか。

A14 続柄・名前・年齢は家族全員分を記入してください。収入・売上金額・控除額・所得金額については、父母または父母に代わって家計を支えている者のみ記入してください。

Q15 保育園に通っている娘がいますが「就学者（本人を除く）」の「※学校種別」の欄には該当するものがないのですがどうしたらよいですか。

A15 未就学児となりますが、「就学者（本人を除く）家族欄」に記入してください。

Q16 源泉徴収票または確定申告書に、平成28年4月1日現在において同一生計でない兄弟等が含まれている場合は、どうすればよいですか。

A16 家庭状況調書（様式2）の余白に、該当者の氏名、続柄、具体的な事由（例：平成27年10月就職により転居・別生計、平成27年9月祖母逝去 他）を記載してください。

Q17 登録申請受付期間までに確定申告が間に合わないため、家庭状況調書（様式2）にはどのように記載すればよいですか。

A17 確定申告書の作成・提出状況により、申請の提出期間までに金額が確定しない場合は、所得金額欄は空欄（記入しない）で提出してください。

Q18 父が、昨年12月末日に退職したのですが、現在に至るまで無職の状態です。家庭状況調書（様式2）にはどのように記載すればよいですか。

A18 職業等・所得の種類の欄は無職と記入し、収入・売上金額の欄は失業給付金を受給している場合は、「基本手当日額×所定給付日数」を計算、受給していない場合は「0」と記入してください。また、退職の事実が確認できる書類等についても提出してください。（P.8参照）

＜提出書類について・成績証明書／成績計算表（様式3）＞

Q19 成績表は厳封されているのですがどうすれば良いですか。

A19 新学部一年生の方は、高校の成績表を開封せずに提出してください。それ以外の学生の方は開封して成績計算表を作成してください。

Q20 4月より博士前期課程1年となりますが、学部時に他大学より大阪大学に編入学しました。成績証明書は、いつのものが必要となるのですか。

A20 学部時編入前の大学での成績証明書と、本学での成績証明書を提出してください。

Q21 成績計算表（様式3）には「認定」されたものは対象外と記載されていますが、編入前の大学で取得し当該科目が編入後大学の成績所得で「認定」された科目はどのようにしたらよいですか。

A21 編入前の成績で成績計算表（様式3）に記入してください。また、編入前の成績証明書も添付してください。

<選 考>

Q22 学内選考は、いつですか。

A22 ほとんどの民間団体等が4月下旬頃から6月頃に奨学生の募集を行いますので、その期間に随時行っています。この時期を過ぎても吹田学生センターから連絡がない場合は、大学からの推薦者となる可能性は低くなります。

Q23 世帯収入が1千万円を超えた場合、選考確率が低いとありますが、個人事情（住宅ローン等借入返済）は考慮されるのですか。

A23 民間団体のほとんどが前年の収入にて選考されるため、上述のような個人事情について考慮は難しいです。

<推 薦>

Q24 登録すれば、必ず推薦されますか。

A24 登録された学生の中から、大学が推薦する学生（成績基準を満たす学生のうち家計状況により決定）を決めることから、必ず推薦されるとは限りません。

Q25 直接応募と学校推薦は併願できますか。

A25 併願（推薦）はできません。直接応募が決まる可能性がある人は推薦候補者としません。ただし、登録申請は可能です。

Q26 大学から推薦されたら、必ず採用されますか。

A26 選考については民間団体等が行うため、大学から推薦されたからといって、必ず採用されるわけではありません。

Q27 推薦の時期（4月下旬頃から6月頃）が過ぎても連絡が無かったのですが、KOAN掲示のものに応募は可能ですか。

A27 登録した学生も応募は可能ですので、希望する場合は学生センターへ申し出てください。ただし、あらためて家計状況等を確認する為に所定の書類を提出してください。

<その他>

Q28 奨学生に採用となった場合、どのくらいの頻度で交流会等へ出席しなければならないですか。

A28 民間団体等が主催する交流会については、団体によって開催の頻度が異なりますが、学業・研究等に支障のない範囲で出席していただくことになります。
推薦候補者に選ばれた際に、交流会の有無、開催頻度、奨学生の義務等についてお知らせいたします。なお、個人的な事由（アルバイト等）による欠席は原則として認められません。